

朝日町新庁舎建設基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 この要綱は、朝日町新庁舎建設基本構想（以下「構想」という。）の策定に当たり、構想を検討及び協議するため、朝日町新庁舎建設基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) その他、庁舎建設に関し委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 自治区を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 町議会議員
- (5) 公募町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から構想の策定日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初で開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の意見聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、構想の策定が終了したとき、その効力を失う。